

	鳥取県公報	令和 7 年 5 月 23 日（金） 第 9 6 9 5 号								
		毎週火・金曜日発行								
<table><tr><th colspan="2">目次</th></tr><tr><td>◇ 告 示</td><td>特定計量器の定期検査の実施（341）（くらしの安心推進課）・・・ 2 大規模小売店舗に関する変更事項の届出（3 件）（342～344）（企業支援課）・・・ 2 清算法人気高町土地改良区の清算人の就任（345）（東部農林事務所）・・・ 4 土地収用法による事業の認定（346）（県土総務課）・・・ 4 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（347）（西部総合事務所県民福祉局）・・・ 6 指定居宅サービス事業者の指定（348）（〃）・・・ 6 指定介護老人福祉施設の指定（349）（〃）・・・ 7 指定介護予防サービス事業者の指定（350）（〃）・・・ 7</td></tr><tr><td>◇ 公 告</td><td>大規模店舗の設置の届出に対する知事の意見（まちづくり課）・・・ 7 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（経営支援課）・・・ 7 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・ 8</td></tr><tr><td>◇ 調達公告</td><td>随意契約の相手方の決定（会計指導課）・・・ 9</td></tr></table>			目次		◇ 告 示	特定計量器の定期検査の実施（341）（くらしの安心推進課）・・・ 2 大規模小売店舗に関する変更事項の届出（3 件）（342～344）（企業支援課）・・・ 2 清算法人気高町土地改良区の清算人の就任（345）（東部農林事務所）・・・ 4 土地収用法による事業の認定（346）（県土総務課）・・・ 4 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（347）（西部総合事務所県民福祉局）・・・ 6 指定居宅サービス事業者の指定（348）（〃）・・・ 6 指定介護老人福祉施設の指定（349）（〃）・・・ 7 指定介護予防サービス事業者の指定（350）（〃）・・・ 7	◇ 公 告	大規模店舗の設置の届出に対する知事の意見（まちづくり課）・・・ 7 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（経営支援課）・・・ 7 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・ 8	◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（会計指導課）・・・ 9
目次										
◇ 告 示	特定計量器の定期検査の実施（341）（くらしの安心推進課）・・・ 2 大規模小売店舗に関する変更事項の届出（3 件）（342～344）（企業支援課）・・・ 2 清算法人気高町土地改良区の清算人の就任（345）（東部農林事務所）・・・ 4 土地収用法による事業の認定（346）（県土総務課）・・・ 4 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（347）（西部総合事務所県民福祉局）・・・ 6 指定居宅サービス事業者の指定（348）（〃）・・・ 6 指定介護老人福祉施設の指定（349）（〃）・・・ 7 指定介護予防サービス事業者の指定（350）（〃）・・・ 7									
◇ 公 告	大規模店舗の設置の届出に対する知事の意見（まちづくり課）・・・ 7 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（経営支援課）・・・ 7 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・ 8									
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（会計指導課）・・・ 9									

告 示

鳥取県告示第341号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
東伯郡北栄町	令和7年7月1日（火）	午後1時から午後3時まで	東伯郡北栄町土下121-1 北栄町役場北条支所
〃	令和7年7月4日（金）	午前11時から午後3時まで	東伯郡北栄町由良宿800 中央公民館大栄分館
東伯郡琴浦町	令和7年7月8日（火）	〃	東伯郡琴浦町大字徳万591-2 琴浦町役場本庁舎
〃	令和7年7月11日（金）	〃	〃
〃	令和7年7月15日（火）	〃	東伯郡琴浦町大字赤碕1140-1 琴浦町役場分庁舎

鳥取県告示第342号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和7年5月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
米子駅前ショッピングセンター 米子市末広町311
- 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
米子市 米子市長 伊木 隆司 米子市加茂町一丁目1
- 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
6の書類に記載のとおり
- 変更年月日
令和5年8月31日ほか
- 届出年月日
令和7年4月11日
- 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 縦覧に供する期間
令和7年5月23日から4月間
- 縦覧の方法及び縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課において縦覧に供する。
- 意見書の提出
大規模小売店舗の変更にし意見書を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第343号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和7年5月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール鳥取北イーストコート 鳥取市晩稲348ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 代表取締役 井出 武美
変更後 代表取締役 古澤 康之
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
6の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日
令和6年7月1日ほか
- 5 届出年月日
令和7年4月11日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
令和7年5月23日から4月間
- 8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課において縦覧に供する。
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に关し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第344号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和7年5月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール鳥取北ウエストコート 鳥取市南隈101ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 代表取締役 井出 武美
変更後 代表取締役 古澤 康之

4 変更年月日

令和7年3月1日

5 届出年月日

令和7年4月11日

6 縦覧に供する書類

届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

令和7年5月23日から4月間

8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課において縦覧に供する。

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第345号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定に基づき、次のとおり清算法人気高町土地改良区から清算人が就任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第19項の規定により告示する。

令和7年5月23日

鳥取県東部農林事務所長 丸 田 謙 一

就任した清算人の氏名及び住所

中 原 信 弘	鳥取市気高町二本木56
田 中 宏 佳	鳥取市気高町上原173
田 村 照 幸	鳥取市鹿野町小別所90
大久保 護	鳥取市気高町下坂本643
高 浜 耕之輔	鳥取市気高町上光544－1
手 崎 雅 裕	鳥取市気高町富吉177
竹 中 伸 一	鳥取市気高町八束水276
久 野 純 一	鳥取市気高町郡家221－2

令和7年4月22日就任 任期 清算終了まで

鳥取県告示第346号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

日本赤十字社

2 事業の種類

鳥取県赤十字血液センター移転新築事業

3 起業地

(1) 収用の部分

鳥取市湖山町西二丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

鳥取県赤十字血液センター移転新築事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第24号に掲げる公的医療機関を設置する事業に該当し、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業の起業者である日本赤十字社は、日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）に基づいて設立された認可法人であり、日本赤十字社が定める血液事業関連施設に係る整備方針において、鳥取県赤十字血液センター（以下「鳥取センター」という。）の移転建築工事及び旧施設解体工事の計画を定めていること及び本件事業に必要な予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められるため、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益は、ア及びイのとおりであり、これらを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越するものと判断される。

また、ウのとおり事業計画に合理性も認められることから、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 得られる公共の利益

日本赤十字社は、世界191の国と地域に広がる赤十字・赤新月社の一つとして、日本赤十字社法に基づき設立された認可法人であり、赤十字の使命である人道的任務の達成を目的として、日本国内外において幅広く活動している。

日本赤十字社が行う事業の一つに、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）に基づく血液事業があり、鳥取センターは血液事業全体の一地域センターとして位置づけられており、昭和56年に医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関の診療所として同法第7条第1項に掲げる開設許可を受け、鳥取県下における血液事業の最重要拠点として、血液製剤を必要とする医療機関へ安定的に供給する責務を負っている。

他方、鳥取センターは昭和56年に鉄筋コンクリート造陸屋根3階建の施設として現敷地に新築され、現在、建築から40年余りが経過し、平成17年には耐震補強工事等を行っているものの、施設の老朽化に伴い、雨水の排水不良や給水設備からの漏水が発生するなど、近い将来には改修による施設維持が困難となることが懸念されている。

また、鳥取センターの現敷地は、国土交通省及び鳥取市が公表する防災マップ（以下「ハザードマップ」という。）において、河川氾濫時（想定最大規模）は建物付近で浸水が深さ2.5メートル程度になること、建物から道路までの敷地で深さ3メートルを超えることが示されており、河川氾濫時には保管している血液製剤は使用不可能となること、献血運搬車等の車両も走行不可能となること、勤務時間外に発災した場合、職員の参集が困難となること、各医療機関への血液製剤の供給が困難な状況となること等の想定がなされている。

加えて、道路冠水が長期に及ぶ場合には空路を活用した血液製剤の搬送が必要となるが、現敷地は鳥取空港からやや離れた場所に位置し、空路を活用できる環境にないとされている。

さらには、医療機関に供給する血液製剤は、広島県広島市に所在する日本赤十字社中四国ブロックセンターにおいて製造され、製造された血液製剤は陸路を利用し鳥取センターに配送され保管しているが、河川氾濫時には鳥取センター周辺の道路が冠水する恐れがあることから、血液製剤の在庫補充に支障をきたす可能性があるとしてされている。

このようなことから、鳥取センターを起業地に移転新築することで、いかなる状況下においても業務を継続することが可能となり、県内全ての医療提供体制を維持し、県民の命と健康を守るという使命を果たすことができると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業で

はないが、工事の際には周辺環境に十分配慮することにより、環境に与える影響を小さいものとする事ができる。

また、起業地に埋蔵文化財は確認されておらず、希少動植物の生息状況についても特別の処置を講ずべき動植物は確認されていない。

なお、今後、希少動植物が確認された場合は、関係機関と協議し速やかな対応をとることとしていることから、本件事業に伴い失われる利益は少ないものと判断することができる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、ハザードマップの浸水エリアに該当しないこと等を条件とし、日本赤十字社が定める「地域センター施設整備ガイドライン」に基づき、危機管理の状況、土地の利便性、土地の活用状況、支障物件の有無等の観点から4つの候補地について比較検討した結果、これらの条件を満たすものとして当該起業地が選定されており、合理的と認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

本件事業は、次に掲げる理由から、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、鳥取センターは、老朽化に伴い近い将来には改修による施設維持が困難となることが懸念されていること、また、河川氾濫時には浸水により医療機関への血液製剤の供給が困難な状況となることが想定されており、ハザードマップの浸水エリアに該当しない土地への整備が必要なこと、さらには、鳥取県内の医療提供体制を維持し、県民の命と健康を守るという使命を果たす必要があること等、これらの状況から早急な整備が必要と認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲及び収用の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲と認められる。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を全て充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

鳥取市幸町71 鳥取市都市整備部都市企画課

鳥取県告示第347号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月23日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
ティーアンドディー有限会社	米子市祇園町二丁目242-82	ホームヘルパー孫の手	米子市両三柳825	重度訪問介護	令和7年6月1日

鳥取県告示第348号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定した

ので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月23日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人こうほうえん	短期入所生活介護なんぶ幸朋苑	米子市石井1238	令和7年6月1日	短期入所生活介護

鳥取県告示第349号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月23日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

開設者の名称	介護老人福祉施設の名称	介護老人福祉施設の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人こうほうえん	ユニット型介護老人福祉施設なんぶ幸朋苑	米子市石井1238	令和7年6月1日	介護福祉施設サービス

鳥取県告示第350号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月23日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人こうほうえん	短期入所生活介護なんぶ幸朋苑	米子市石井1238	令和7年6月1日	介護予防短期入所生活介護

公 告

令和7年1月24日付鳥取県公報第9663号で公告した新あじそうハワイ店に係る鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模店舗の設置の届出について、条例第11条第2項の規定に基づき、意見がない旨を届出者に通知したので、同条第3項の規定により公告する。

なお、このことに異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき令和7年6月6日までに知事に意見書を提出することができる。

令和7年5月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和7年5月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
倉吉市別所字川西799	田	509
倉吉市別所字川西800		2,597
倉吉市別所字頭細895		4,815

2 申請に係る農地の利用の現況

農地の所有者が死亡しており、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる理由

当該農地は、鳥取県農業農村担い手育成機構が農地中間管理事業規程で定める地域計画の区域内の農用地等に当たるため。

5 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）	補償金の支払の方法
倉吉市別所字川西799	令和7年8月1日	2年	3,691	農地を利用する権利の始期までに鳥取地方法務局に供託する。
倉吉市別所字川西800		5月	18,829	
倉吉市別所字頭細895		3年	43,335	

6 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和7年6月6日

(2) 提出先

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課（鳥取市東町一丁目220）

(3) 記載事項

ア 意見書の提出者の氏名及び住所

イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和7年5月23日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	令和7年6月13日 午前10時から午後 3時30分まで	米子市上福原1266－4 鳥取県米子警察署	琴浦大山、米子、境港及び 黒坂の各警察署の管内に居 住する者
経験者講習	令和7年6月20日 午後1時30分から 午後4時30分まで	〃	〃

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 4時間30分
イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,900円
イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

7 携行品

筆記用具

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|----------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県財務会計システム改修（県収納支払業務合理化対応）業務 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定
した日 | 令和7年3月27日 |
| 4 契約の相手方の名称及び
所在地 | 鳥取県財務会計システム運用・保守業務委託 鳥取県情報センター・富士通共
同企業体
鳥取市寺町50 |
| 5 契 約 金 額 | 39,402,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随 意 契 約 に よ る 理 由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に接続して提供を受ける同種 |

の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をする
とその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。

(政令第11条第1項第2号)

- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県会計管理部会計指導課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220